

松戸市建設工事総合評価方式雇用状況確認型試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は松戸市が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）において、松戸市建設工事総合評価一般競争入札実施要領（以下「総合評価一般競争入札実施要領」という。）第1条に定める総合評価方式による一般競争入札を実施する際に、評価項目に賃金の支払状況等雇用状況を確認する項目を取り入れる総合評価方式（以下「雇用状況確認型」という。）を試行するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 雇用状況確認型は、総合評価一般競争入札実施要領第2条に規定する工事について必要に応じて実施する。

2 対象工事については、総合評価一般競争入札実施要領第4条の規定に基づき雇用状況確認型の試行対象工事である旨を公告で明らかにするものとする。

(落札者決定基準)

第3条 雇用状況確認型における落札者決定基準は、次に掲げる事項を雇用状況確認に係る評価項目（以下「雇用状況評価項目」という。）として、企業の信頼性・社会性に加えることができる。

(1) 労働者への賃金支払状況

(2) 地元業者の請負

(3) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況

(4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

2 雇用状況評価項目の配点、評価基準等は別に定める。

3 第1項の場合、対象工事においてその工事の目的及び内容に応じ設定された評価項目に加えて雇用状況評価項目を設定するものとする。

(評価内容の担保)

第4条 前条第1項第1号及び第2号については、落札者に対し選択した内容が満たされたかを確認するものとする。

2 確認の方法は、指定された期日に書類の提出をもって行うものとする。

3 前条第1項第1号において、選択した内容が満たされていないことが確認されたときは、この契約についての工事成績点を減ずる等を行う。

(補足)

第5条 この要領に定めのない事項は、総合評価一般競争入札実施要領によるものとし、これらによりがたい場合は、必要に応じ別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。